

例規制定概要書

1 対象例規と制定改廃の別

佐倉市スマートオフィスプレースの管理及び運営に関する規則の制定

2 背景

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の制定や創業・起業の機運の高まりに伴い、情報通信技術を活用した多様な働き方を推進するとともに、新事業の創出並びに起業者の育成及び支援を促進することが求められています。

このことを受け、市民生活における仕事と生活の調和、新たな雇用の創出等を図るため、佐倉市スマートオフィスプレース（以下「スマートオフィスプレース」という。）を設置することとし、当該施設の管理及び運営に関し必要な事項を定めるため、規則を制定することとします。

3 対応方針

(1) スマートオフィスプレースの管理及び運営に関する事項について、以下のとおりとします。

①使用するものの登録

スマートオフィスプレースの施設又は設備の使用をしようとするものは、あらかじめ指定管理者に登録の申請をしなければならない。

②使用の申請及び許可

スマートオフィスプレースの施設又は設備の使用をしようとするものは、申請書により指定管理者に申請しなければならない。指定管理者は、審査の上、使用の可否を決定し、当該申請をしたものに通知するものとする。なお、シェアオフィスの使用できる期間は、通算4年を限度とする。

③利用料金の減免の基準

- ・市が使用するとき 全額
- ・その他市長の承認を得て指定管理者が定める場合 市長の承認を得て指定管理者が定める割合

④利用料金の還付の基準

- ・使用者の責めによらない理由により使用することができないとき 全額
- ・その他市長の承認を得て指定管理者が定める場合 市長の承認を得て指定管理者が定める割合

⑤その他使用の取消し又は変更、使用の許可の取消し、使用者の遵守事項等スマートオフィスプレースの管理及び運営に関し必要な事項を定めま

す。

- (2) この規則は、平成31年4月1日から施行することとし、平成32年3月31日までの間は、市による管理を行うこととします。

4 政策内容

スマートオフィスプレイス管理及び運営に関し必要な事項を定めることにより、円滑かつ適正な管理及び運営を行うことができます。